

## 令和2年度

## 公共工事の施工管理及び検査について

平成13年4月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されました。

その後、平成18年5月には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（指針）」が改正され、公共工事における「透明性の確保」「公平な競争の促進」「不正行為の排除」及び「適正な施工の確保」等について、新たな項目が付加されました。

また、平成26年度には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を中心とした関連三法が改正され、合わせて適正化指針等が改正されるなど、なお一層公共工事の適正な施工及び品質の確保の徹底が求められています。

さらに、平成30年6月には働き方改革関連法が成立し、平成31年4月に施行されました。これにより、これまで法規制の対象外だった建設業においても、5年間の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の上限規制の一般則を適用するなど、建設業を取りまく環境も変化してきています。

1. 公共工事適正化推進会議について	3
2. 工事現場の技術者等の配置について	3
3. 配置された技術者等の業務について	10
4. 施工体制台帳及び施工体系図について	10
5. 一括下請負禁止について	11
6. 施工計画書について	11
7. 工事写真の撮影について	12
8. 工事实績情報（JACIC/CORINS）について	12
9. 現場パトロールの実施について	12
10. 建設業退職者共済制度（建退共）の充実について	13
11. 建設副産物の利用及び建設廃棄物の処理について	14

12. 工事完成検査について	14
13. 宇治市請負工事成績評定要領について	15
14. 工事成績評定の活用について	15
15. 建設業の許可業種区分の見直し（解体工事業の新設）について	15
16. その他	16

## 1. 公共工事適正化推進会議について

- 宇治市及び宇治市上下水道部が発注する公共工事に関し、諸課題の解決に向けて、検討・意見交換・調整等を行い、公共工事の適正な執行並びに技術職員の技術向上を図るとともに、建設業者の健全な育成に努めることを目的として、平成14年に設置し、年2回程度開催しています。
- 主な業務として、建設工事の施工途中における現場パトロールや工事、入札・契約に関する各種制度の見直し・意見交換等を行っています。  
令和2年度も引き続き、現場パトロールの強化を予定しております。

## 2. 工事現場の技術者等の配置について

- 受注者は、全ての工事現場において、現場代理人と当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を配置しなければなりません。また、配置する監理技術者等は原則1名とします。
- 現場代理人と監理技術者等は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。  
—土木工事共通仕様書第13条、第14条—  
「直接的かつ恒常的な雇用関係」として、入札申込みのあった日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。
- 監理技術者等は、現場代理人を兼ねることができます。  
—契約書第10条第5項—

### 【現場代理人について】

- 現場代理人は、その現場に常駐しなければなりません。  
—契約書第10条第2項—  
常駐とは、特に理由がない限り現場に在ることであり、発注者との連絡に支障をきたさないこととなっています。

### 1 工事現場における現場代理人の常駐の特例

- 現場代理人は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。  
—契約書第10条第3項—  
「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」とは、以下の条件のいずれかの場合に限ります。
  - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - (4) (1) から (3) に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

○ 現場代理人が工事現場を離れる場合、その期間を明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を工事打合簿等で明確にしなければなりません。

2 現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合

次の（１）から（５）のいずれかの場合。ただし、発注者が認めない場合を除く。

（１）１の（１）から（４）のいずれかの場合

（２）一件の入札で複数の契約をする入札（以下「合冊入札」という。）で契約した複数の工事（以下「合冊対象工事」という。）に現場代理人として従事する場合。

（３）契約済みの工事につき、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。

（４）兼任する全ての工事が技術者非専任工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満のものに限る。）の場合は、以下の全てを満たすとき。

（イ）兼任する工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。）が、宇治市内であること。

（ロ）兼任する工事が2件（入札単位）までであること。

（ハ）兼任する工事の当初請負金額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満であること。

（ニ）宇治市又は国、京都府、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、宇治市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

（ホ）兼任する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。

（ヘ）兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

（５）兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上の技術者非専任工事を含む。）の場合は、以下の全てを満たすとき。

（イ）兼任する工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。）の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する隣接した場所で行う工事であること。

（ロ）兼任する工事が2件（入札単位）までであること。

（ハ）宇治市又は国、京都府、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、宇治市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

（ニ）兼任する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。

（ホ）兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

○ ただし、連絡員及び連絡体制を工事打合簿等で明確にしなければなりません

ん。連絡員は、受注者の社員の他、一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。

#### 【監理技術者等について】

##### 1 主任技術者について

- 建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。
- 請負金額が、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上になる工事には、専任の主任技術者を配置しなければなりません。  
—契約書第10条第1項—
- 専任とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること」をいいます。
- 工事現場には、受注者だけでなく、下請負業者についても主任技術者を配置しなければなりません。この場合、下請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上になる工事の主任技術者は、専任となります。

##### 2 監理技術者について

- 工事予定価格が、1件6,000万円以上若しくは発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合又は実施要領等で監理技術者の配置を条件としている場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。
- 監理技術者は、監理技術者資格証及び、監理技術者講習終了証を常に携帯し、発注者から請求があった場合は提示しなければなりません。
- また、当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

##### 3 監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、契約工期中であっても、次に掲げる期間は、工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、その期間が書面により明確となっていることが必要です。
  - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - (2) 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
  - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - (4) (1)から(3)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

- なお、(2)の場合に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。)の専任の監理技術者等として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における非常時の対応方法等について発注者の承諾を得る必要があります。

#### 4 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

- 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場が隣接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

なお、同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則2件程度とします。

#### 5 監理技術者等の変更

- (1) 監理技術者等の変更は原則として認めません。補助技術者の取扱いも同様とします。

- (2) 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- (イ) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

- (ロ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

- (ハ) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

- (3) 例外的に監理技術者等の変更を認める基準

- (イ) 工事現場の専任義務を要する工事

請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事又は入札公告等で、施工時に工事現場における監理技術者等の専任配置を要件としている工事については、工

事現場ごとに専任の監理技術者等の配置が求められていることから、次の①から⑧のいずれかに該当し、かつ、下記（ハ）の条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して発注者が承諾することにより変更を認めます。

①死亡

受注者から「該当監理技術者等本人が死亡した」旨の通知があった場合。（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要）

②病気等

受注者から、「該当監理技術者等本人が病気等のため、現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。この際、請負者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提示を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

③退職

受注者から「該当監理技術者等本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提示が必要）

④転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当監理技術者等本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要）

⑤出産、育児、介護

受注者から、「出産、育児、介護のため、該当監理技術者等本人が現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要）

⑥発注者の責による大幅な工期延期

用地調整、占用物件調整等、発注者の責による一時中止による工期延期で、工事請負契約書第45条第1項（2）に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が5月を越えるときは5月）を越える場合」を目安とする。

⑦現場条件による工期延期

地質条件、工法変更等、現場条件による一時中止による工期延期の場合。

⑧長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

（ロ）工事現場の専任義務を要しない工事

請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の工事については、下記（ハ）の条件を満足していれば、受注者の協議に対する承認により変更を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合

は、上記（イ）と同様の取扱いとします。

(ハ) 監理技術者等の変更が認められる場合の共通条件

- ①交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。
- ②交代前後における技術者の技術力が同等（公募条件等に適合している等）以上に確保されること。
- ③一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

重複配置期間の基準

- (ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上の工事：1ヶ月
- (イ) 上記以外で工事の残工期が6ヶ月以上の工事：1週間
- (ウ) その他の工事：1日

【「専任技術者（営業所専任技術者）」と「現場代理人・主任技術者」との兼務関係について】

- 専任技術者（営業所専任技術者）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者（監理技術者含む）、現場に常駐することを要求される現場代理人になることはできません。
- 専任技術者（営業所専任技術者）は、次の条件を満足する場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。
  - ・当該営業所で締結した工事であること。
  - ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること（当該営業所が工事現場と同一の宇治市内にあること）。
  - ・所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

この条件が満足される場合においては、当該営業所における専任の技術者である者が、当該工事の現場における専任を要しない主任技術者となった場においても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」していけるものとみなされることから兼任が認められますが、建設工事の適正な施工を確保するためには、可能な限り、工事現場ごとに専任とすることが望まれます。



- 建設業法で必要とする「専任技術者（営業所専任技術者）」と各工事に従事する「現場代理人・主任技術者」との兼務関係は、次表の通りです。

	現場代理人 (常駐)	主任技術者（監理技術者含む）	
		専任工事 (請負金額 3,500 万円以上 (建築一式工事 7,000 万円以上))	非専任工事 (請負金額 3,500 万円未満 (建築一式工事 7,000 万円未満))
専任技術者 (営業所専任技術者)	不可 (×)	不可 (×)	可 (○)

(注1) \* 上表において、「可(○)」は、兼ねることができ、「不可(×)」は兼ねることができません。ただし、主任技術者は、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準（令和2年度版）の条件を満たすこと。

【現場代理人及び技術者の（他工事との）兼任について】

- 現場代理人及び技術者の（他工事との）兼任条件は、次の通りです。

現場代理人及び技術者の兼任条件					
技術者	主任技術者				監理技術者
専任	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		専任
条件	宇治市内 (注1)	左記以外	近接関連工事 (注2)	左記以外	全て
技術者の兼任	可(○) (非専任)		可(○) (注4)	不可(×) (注4)	不可(×) (注4)
現場代理人の兼任	可(○) (注3)	不可(×)	可(○) (注3)	不可(×)	不可(×)
(注1) 当初請負金額の合計が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事。ただし、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準（令和2年度版）の条件を満たすこと。 (注2) 近接工事関連工事：工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が宇治市内において同一の建設業者が施工する工事。 (注3) 専任技術者（営業所専任技術者）は、現場代理人になることはできません。 (注4) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）場合は可。					
現場代理人が兼任する場合（2.2.(4)及び(5)の場合）の条件					
専任	技術者非専任工事のみ		技術者専任工事を含む		
条件	宇治市内（上記注1）		近接関連工事（上記注2）		
件数	2件まで				
発注者	宇治市又は京都府、国、地方公共団体等の発注工事に限る。（ただし、宇治市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。）				
連絡員	兼任する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在していること。（連絡員は、受注者の社員の他一次下請負業者の社員でも可能としますが、交通誘導員、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれません。）				
所在	兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。				

### 3. 配置された技術者等の業務について

- 受注者における監理技術者等の主な業務は、次のような内容となります。
  - ① 発注者（監督職員）との協議
  - ② 周辺住民への説明及び調整
  - ③ 官公庁への届出等
  - ④ 近隣工事との調整
  - ⑤ 施工計画の作成と実行
  - ⑥ 工程管理・安全管理の徹底
  - ⑦ 廃棄物の適正処理
  - ⑧ 出来形・品質の管理
  - ⑨ 下請業者・関連業者との施工調整
- 現場代理人の主な業務は、次のような内容となります。
  - ① 受注者の代理人としての工事現場の取り締まり・処理
  - ② 工事現場の保安・火災予防・風紀衛生
  - ③ 契約上の権利・義務（権限内の事項に限る）の執行

### 4. 施工体制台帳及び施工体系図について

- 下請契約を締結する工事について、施工体制台帳並びに施工体系図を作成して提出して下さい。
  - 下請契約を締結するときは、技能労働者への適切な賃金水準の確保に務めると共に社会保険等への加入の原資となる「法定福利費」相当額を適正に含んだ額により契約締結して下さい。
  - 施工体制台帳には、二次以下の下請業者についても契約金額が記載された契約書（または注文請書）の写しを添付し、監督職員の確認の上、工事現場ごとに常備して下さい。
    - 【施工体制台帳に添付する書類】
    - ・発注者との契約書の写し
    - ・下請負人との契約書の写し及び内訳書（総ての下請負人）（内訳書には「法定福利費」を含む旨を明示する。）
    - ・監理技術者証の写し又は、主任技術者の資格を有することを証する書面
    - ・監理技術者等の雇用関係を証明できるものの写し
- ※建設業法施行規則の一部改正に伴い、施工体制台帳への社会保険加入状況の記載（平成24年11月1日施行）が義務づけられました。
- 【再下請負通知書に添付する書類】
  - ・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し及び内訳書（内訳書には「法定福利費」を含む旨を明示する。）
- 施工体系図は、工事関係者、及び公衆の見やすい場所に掲示して下さい。
  - 施工体制台帳と施工体系図は、常に現場の施工状況と相違がないように、変更等があれば訂正し、監督職員に再提出して下さい。

## 5. 一括下請負の禁止について

- 一括下請負とは、
  - ①請負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請負わせる場合
  - ②請負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請負わせる場合であって、請負させた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められない場合を言います。  
実質的関与とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画書の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事に用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことを言います。
- 下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条第1項の規定に基づき、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、署名または記名押印して相互に交付しなければなりません。契約の締結は、各下請契約工事着手前までに行ってください。請負契約の内容は、工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期等の14項目です。  
近畿地方整備局のホームページから「適正な下請契約に向けての冊子」がダウンロードできますので参考にして下さい。

## 6. 施工計画書について

- 工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければなりません。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければなりません。  
—土木工事共通仕様書第6条、公共建築工事標準仕様書1. 2. 2—
- 施工管理の実施箇所や頻度を、工事内容・規模に合わせて具体的に計画してください。
- 段階確認、立会確認についても同様に工事内容・規模に合わせて具体的に計画してください。
- 施工計画書は現場に常備し、記載した施工方法や出来形・品質管理方法に基づき施工して下さい。
- 設計変更等が生じた場合は、変更工事の着手までに、変更施工計画書を監督職員に提出しなければなりません。  
なお、軽微な変更については、変更施工計画書の提出を省略できる場合がありますが、各工事で監督職員の確認が必要になります。  
また、施工計画書は必ず工事着手前での提出が必要で、提出しないままでの工事着手は出来ません。

## 7. 工事写真の撮影について

- 受注者は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、安全管理等の写真を写真管理基準により、工事写真を撮影し適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければなりません。
- 着工前・完成写真は、黒板に測点名及び着工前・完成を明記し撮影するとともに、各測点ごとに着工前・完成を一对（左右又は前後）に綴じて下さい。
- 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影してください。
- 出来形寸法は、正確に検測し目盛りが確実に読み取れるよう撮影してください。
- 段階確認、立会確認及び材料確認等は、立会監督職員の氏名及び撮影年月日を写し込んで下さい。
- 安全教育（月当たり半日以上）、現場パトロール、朝のミーティング、KY活動等の実施状況が確認できる写真を撮影して下さい。
- 過積載防止、排出ガス対策型建設機械の使用が確認できる写真、及び低騒音型・低振動型建設機械を使用した場合も使用が確認できる写真を撮影してください。
- その他、社内検査、地域奉仕活動を実施した場合も実施状況が確認できる写真を撮影して下さい。
- 施工体系図、建設業の許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識（シール）及び緊急連絡体制表を現場にて掲示している写真を添付して下さい。その際、掲示状況が分かる写真の他に、各掲示物に記載された内容が確認出来るよう、近景での写真も提出してください。

## 8. 工事实績情報（JACIC/CORINS）について

- 請負金額500万以上の場合は「受注時」「途中変更時（工期）」「完成時（竣工時）」の登録、及び「訂正手続き」が必要です。
- 受注時登録は契約後、土曜日、日曜日、祝祭日等を除き10日以内に登録して下さい。
- 登録完了後は「登録内容確認書」を1部、監督職員に提出してください。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとします。
- ※ 登録等の方法については、JACICホームページ（<http://ct.jacic.or.jp/>）より入手できます。

## 9. 現場パトロールの実施について

- 公共工事適正化推進会議及び建設総括室で抜き打ち点検を基本として現場パトロールを実施しています。  
現場パトロールの主な点検項目は、施工体制、安全衛生管理状況及び工程管理に関する次のような内容です。

- ① 現場代理人が常駐、監理技術者等が駐在しているか。
  - ② 工事告知等看板は、必要な内容が明記され適切な場所に設置されているか。
  - ③ 交通誘導員が、適切に配置されているか。安全施設が整っているか。
  - ④ 安全衛生活動の記録が、整理されているか。
  - ⑤ 見やすい場所に建設業の許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識（シール）等の必要な看板が掲示されているか。
  - ⑥ 対象工事で施工体制台帳が常備され、その内容が適切か。
  - ⑦ 施工体系図は、工事関係者や公衆に見やすい場所に掲示されているか又、内容が現場の施工体制と整合しているか。
  - ⑧ 施工計画書が現場に常備され、計画に基づき施工されているか。
  - ⑨ 排気ガス対策型等の工事用建設機械を使用しているか。
  - ⑩ 工事関係車両の違法駐車・過積載等はないか。
  - ⑪ 工程に遅れが生じてないか。
- パトロールにおける指摘事項は、直接指導すると共に、工事担当課を通じ文書等で指導・指示しますので、その場合は速やかに改善、是正をし、監督職員の確認を受けて下さい。（評点にも反映されます。）

#### 10. 建設業退職者共済制度（建退共）の充実について

- 建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づいて国がつくった、建設業の現場で働く方々のための退職金制度です。
- 建設業者が勤労者退職金共済機構と、退職金共済契約を結び、工事現場で働く方々を被共済者として、機構から交付する共済手帳に働いた日数分の証紙を貼り、消印をすることにより、建設業の仕事をやめたときに、勤労者退職金共済機構から退職金が支払われる制度です。
- 受注者は、工事に関わる下請け業者や労働者の意識の向上を図るため、工事着手後速やかに、工事現場事務所等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識」（シール）を掲示して下さい。又、安全教育等で全下請業者に周知を図るとともに、受注者として加入を奨励してください。
- 契約時、全ての請負工事について「建退共」の手続きが必要ですが、「建退共」制度を必要としない理由のある工事（下請業者を含む関係作業員全てにおいて、事業主として必要な退職金制度に加入している又は、手持ちの証紙が必要枚数以上ある等）の場合は、理由書（加入証書・手持ち共済証紙等の提示を含む）の提出をもって申し出てください。  
 なお、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度及び清酒製造業・林業退職金共済制度との労働者の重複加入はできません。  
 （自社の退職金制度がある場合でも、建退共制度に加入すれば併用が可能です。）
- 労働者（被共済者）の就労状況に応じて適正に共済証紙を貼付して下さい。
- 完成検査時には、建退共運営実績報告書の提出に加え、記載事項を確認できる資料（労働者の就労日報・共済証紙受払簿等）の提出をして下さい。
- 加入するには（一社）京都府建設業協会「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」の必要事項を記入して申し込んでください（加入の手続きに関

しては、費用はかからないとのことです)。

なお、加入に関する詳細については、下記のところへお問い合わせください。

問い合わせや相談は、下記のところへお願いします。

(京都府内では) — (一社) 京都府建設業協会 —

〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 645 京都建設会館内

T E L 075-231-4161 F A X 075-241-3128

## 11. 建設副産物の利用及び建設廃棄物の処理について

- 建設廃棄物を処分する場合は、該当する建設廃棄物の処分業の許可書の写し及び受注者と処分業者の契約書の写しの提出をして下さい。
- 建設廃棄物を委託して運搬する場合は、該当する収集・運搬業の許可書（搬出地と搬入地）の写しと受注者と運搬業者との契約書の写しの提出をして下さい。  
なお、受注者自らが、処分地へ運搬する場合は不要です。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により平成17年4月1日から産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けが義務付けられています。  
工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車輛への表示状況が確認できる写真を提出して下さい。
- 建設廃棄物の運搬管理表を作成することで、マニフェスト（写し）の提出は不要とします。
- 工事完成検査時には、マニフェストの原本を持参して下さい。
- 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）について
  - ・ 平成29年度をもってクレダスが廃止となったため、昨年度に引き続き建設リサイクル報告様式（国土交通省ホームページ掲載）を使用して下さい。
  - ・ 請負金額が100万円以上の工事は作成し提出して下さい。
  - ・ 工事完成検査後速やかに、実施書の Excel データを監督職員に提出して下さい。（メールでの提出をお願いします）
  - ・ 残土処分地が城陽山砂利採取地に搬入する場合の「搬出先の種類」は「7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業」を選択して下さい。
- 産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」に基づく届出を必要とする場合があります。事前に山城北保健所で確認をして下さい。

## 12. 工事完成検査について

- 工事完成通知書の提出について  
受注者は、工事が完成したときは、速やかに工事完成通知書を監督職員へ提出し完成検査を受けてください。工事完成通知書が提出された日から、14日以内に受注者の立会の上、検査が実施されます。
- ① 工事完成通知書は、契約工期内に提出しなければなりません。

- ② 検査に必要な完成書類も同時に提出してください。
- ③ 検査には、特別な理由を除き、受注者の主任（監理）技術者及び現場代理人（または受注者）が立ち会わなければなりません。

### 13. 宇治市請負工事成績評定要領について

- 宇治市請負工事成績評定要領は、平成17年3月に改正し、平成17年度の検査より適用しました。また、平成21年度から一部評価対象項目の変更・修正を行って参りました。一方、平成27年度に、国土交通省から国・都道府県・市町村の工事成績評定の標準化・共有化の方針が示され、本市におきましても国の基準に基づき、平成29年度に工事成績評定の改定を行いました。
- 工事成績評定点については、当該業者に通知するとともに、一般には閲覧による方法で公表をしています。
- 宇治市請負工事成績評定要領及び工事成績採点表は、宇治市のホームページに掲載しています。

### 14. 工事成績評定の活用について

- 工事成績評定優良工事公表について  
工事成績評定の評定点が72点以上の工事については、「工事成績評定優良工事」として、工事名及び受注者名を宇治市ホームページにおいて6ヶ月間公表します。但し、公表対象工事の受注者が、当該年度に指名停止措置を受けた場合及び他の工事での評定点が60点以下であった場合は公表しません。

### 15. 建設業の許可業種区分の見直し（解体工事業の新設）について

- 解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布されたところです。
- これまでの建設業法においては、「とび・土工工事業」に含まれていた「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に解体工事業が追加されました。
- これにより、解体工事業を営む者については、解体工事業の許可が必要となりました。
- 解体工事業の技術者については経過措置が設けられており、平成33年（令和3年）3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなされます。

## 16. その他

- 工事関係様式等をホームページに掲載しています。  
平成29年4月から土木・建築の工事関係書類を一部改正しています。  
下記のホームページアドレスからダウンロードして下さい。

宇治市ホームページアドレス

<https://www.city.uji.kyoto.jp/>

ホームページ上は、下記の順番で選択してください。

宇治市ホームページ→ 組織でさがす→

建設総括室→ 公共工事等の関連情報（建設総括室）

また、同じくホームページに掲載している土木工事共通仕様書については、京都府の改正に伴い、宇治市でも改正を行ない、平成31年4月より改正版の運用を開始しています。

- 問い合わせ先

宇治市建設総括室

TEL 21-0401

FAX 21-0400